

自治労連の提言（素案）

都市も農村も、憲法をいかし、 安心して住み続けられる地域に ——安倍「地方創生」ではなく、 「住民が主人公」を貫き、地域の再生を

日本自治体労働組合総連合 2015年5月



私たちは全国の市役所、町村役場、都道府県庁など自治体の公務
公共サービスで働く正規・非正規の労働者でつくる労働組合です。

contents

3	はじめに 提言素案の発表にあたって
4	1.「地方創生」の問題点と地域再生への視点
4	1. 地域破壊を促進する「地方創生」
4	2. 地域再生への基本視点
6	2. 地域再生への提言
6	1. 国は「構造改革」を中止し、 地域経済と社会保障の支援、地方自治の拡充を
6	(1) 地域経済の再建と安定した良質な雇用をつくる
6	(2) 社会保障、子育て支援の充実
7	(3) 地方自治、地方財政の保障と拡充
8	(4) 東京一極集中のは是正
8	(5) 防災・災害対応、農山村の国土、環境保全機能を守る
9	2. 地方自治体への政策提案
9	(1) 地域の中小企業を支援し、雇用、地域経済の振興を
9	(2) 子育て支援、福祉・医療の充実を
10	(3) 都市と農山漁村が共生する振興策を
11	(4) 防災・災害対策を強化し、安全安心の地域を
12	(5) 市町村を基礎に、住民自治・地域コミュニティの充実を

はじめに

提言素案の発表にあたって

私たち自治労連は、自治体労働者の生活と権利を守ることと、自治体労働者が住民「全体の奉仕者」(憲法第15条)としての職務を担って、地方自治体の行財政の民主化をすすめることを統一して活動しています。

その取組みの実践として、2001年に「こんな地域と日本をつくる」基本要求を掲げるとともに、2005年には、その基本要求を具体化した文書として「こんな地域と日本をつくりたい」の提言案(以下、「こんな提言案」)を作成しました。さらに、その後の情勢の進展と住民のくらしと権利を守るべき地方自治体のあり方を考える自治労連として取り組んだ運動の実践の到達点を踏まえ、2008年1月と2014年8月に改定し、内容を充実させてきました。

安倍政権は昨年末の臨時国会で「まち・ひと・しごと創生法(地方創生法)」を成立させ、「地方創生」に向けた「総合戦略」と「長期ビジョン」を決定しました。この安倍政権の「地方創生」戦略のベースとなっている日本創成会議の「増田レポート」は、2005年から2010年までの人口動態と若年女性の年齢階層別移動率の推移を機械的にあてはめただけのもので、人口の減少が避けられない自然現象であるかのように述べ「2040年に20～30歳代の若年女性が半減する」とする896の市町村を名指して「消滅可能性都市」とし、その内人口が1万人未満に減少する523の市町村を「消滅する自治体」としています。消滅自治体や消滅可能性都市と名指しされた市町村はもちろんのこと、このレポートが多くの自治体関係者に衝撃的に受け止められる中で、安倍政権はこれを利用し、国のキャリア官僚の自治体への派遣や、安倍政権の目論む方向に沿った地方版の「総合戦略」づくりを財界関係者も参画させながら進めようとしています。しかしこれでは、この間地域を衰退させてきた「構造改革」をさらに推進するとともに、公共施設・サービスを中心都市に集約化し周辺地域の切り捨てが進められ、結果として更なる市町村合併や道州制に繋がることは明らかです。

地方では、1990年代から地域産業の衰退に歯止めがかからず、都市部への人口流出や高齢化が進む中で「限界集落」と言われるような危機的状況が現に広がっており、多くの自治体がその対応に苦慮しています。一方で、「小さくても輝く自治体フォーラム」に結集する自治体のように10年以上にわたって、構造改革路線ではなく、住民自治を基に一人ひとりの住民の福祉の向上やそれを支える地域産業づくりを実践し、人口を維持しやす自治体が広がり、注目されています。

このような状況で安倍政権の進める「地方創生」に対する批判だけではなく、都市も農村も真に地方を再生するためにはどうすれば良いのか、自治労連としての考え方を示すことが必要だと考え、今回、「こんな提言案」を補足するものとして『都市も農村も、憲法をいかし、安心して住み続けられる地域に～安倍「地方創生」ではなく、地域の再生めざす自治労連の提言素案』を作成しました。この『提言素案』について、地域の再生に関心を寄せる多くのみなさまから意見を寄せていただきますようお願い致します。

「地方創生」の問題点と地域再生への視点

1、地域破壊を促進する「地方創生」

「世界で一番、企業（グローバル大企業）が活躍しやすい国づくり」に象徴される大企業重視・国民生活切捨て政治は、地域で頑張る農林畜産水産業や中小企業を崩壊に追い込み、社会保障の切り捨てや労働法制の規制緩和で国民の生活不安・将来不安を増大させ、人口減少をもたらし、日本の経済・社会を深刻な状態においやっています。しかもこれらの問題は、地方に集中的にしづ寄せされ、貧困と格差がひろがっています。

こうした地域疲弊の最大の原因は、地域を切り捨て、多国籍大企業の利益を増やすために構造改革、市町村合併、三位一体の改革などを推進してきたことにあるのではないでしょうか。

ところが安倍「地方創生」は、こうした地域の疲弊、少子化などの原因を「縦割り行政」「全国一律」などに求め、肝心の構造改革の問題には手を付けず、逆にいっそう推進しようとしているのです。しかも後述の通り、「地方創生」の名による「選択と集中」「コンパクトとネットワーク」「連携中枢都市圏構想」「小さな拠点」などの政策そのものが地域のいっそうの疲弊につながる、自治労連はそう考えています。

政府の進める「地方創生」の手法も問題ではないでしょうか。

政府は「地方のことは霞が関ではわからない」「地方のことは地方で考え、具体化してほしい」などと、地方の自主性を尊重するかのような姿勢を見せていま

ます。しかし、2015年度中に策定する努力義務が課せられている地方版「総合戦略」は、国の「総合戦略」を「勘案」し、国が指定する細かな「数値指標」を定めることが求められ、国からの財政支援も地方版「総合戦略」の策定が前提とされています。国の官僚を副市長、副町村長として派遣して策定を「支援」するとし、財界の代表を策定のメンバーに加えることも求めていきます。

こうした結果、策定された地方版「総合戦略」の中には、国の「総合戦略」の内容を引き写した形式的なものであったり、人口増加の予測が過大・非現実的であるなど、地域の実情に即し、住民の意見を十分に反映させて作成したとは言いがたいものも見られます。

私たち自治労連は、地域を再生するためには、構造改革路線を転換し、多国籍大企業中心の政治から国民が安心して暮らすことを重視すること、そして地方自治・地方財政を拡充することが必要だと考えます。

また、現時点でもっとも困難な状況にある地域は東日本大震災被災地です。曲がりなりにも「地方創生」「安心して子育てができる地域づくり」などを掲げるのなら、東日本大震災被災地における住民本位の復興を、国を挙げて最優先すべきです。被災地の復興財源を自治体に負わせようとする安倍政権に「地域の再生」を語る資格はないのではないでしょうか。

2、地域再生への基本視点

**国はナショナルミニマムを保障し、地方自治体は「住民が主人公」を貫き、
地域循環型経済をつくり、子育て支援・福祉を充実し、住民自治の機能を高める**

地域を再生するためには、国民が全国のどこに住んでいても憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活が営めるようにナショナルミニマムを保障する

ことが前提とされなければなりません。

賃金、子育て、福祉、教育について、地域で不当な格差が生じないように、国は雇用や福祉、教育などの施



策について最低基準を定めるとともに、地方自治体が国の最低基準を遵守した施策が実施できるように必要な財政支援をする必要があります。

地方自治体は、国のナショナルミニマム保障の土台の上に、「住民が主人公」を貫き、地域の様々なニーズや住民の要求に基づき、次の基本的な視点に立って、独自の施策を展開することが必要だと考えます。

第一に、地域にある資源、技術、人材をいかし、地産地消・地域循環型の経済を築くことです。大企業の誘致など外部頼みの施策では、収益が地元に還元されず、企業の都合による突然の撤退なども起こり、地域の再生にはつながりません。中小企業振興基本条例を制定するなど地元の中小業者を支援する独自の施策を展開している自治体では、地域に元気と活力を生み出しています。農山漁村地域でも、再生可能エネルギーの活用や、地元で獲れた農林水産物でブランド製品を開発し、新規就労者への支援を行っている自治体では、都会から若者が移住するなど、魅力ある地域づくりに結びついています。それぞれの地域に潜在している「宝」を再発見し、その力を引き出す振興策を進めてこそ、地域は再生します。

第二に、自治体として、国の基準を上回る独自の子育て支援や医療、福祉施策を実施して、子ども、若者からお年寄りまで、安心して住み続けられる地域をつくることです。子どもの医療費助成、保育料や給食費の軽減、無料化など子育て支援に力を入れている自治体では、若者が移住し、地方都市でも人口を増加させています。国保料や介護保険料の負担を抑え、地域医療を充実させることで、お年寄りも安心して住

み続けられることができます。

第三に、住民自治の機能を高め、住民に身近な自治体の行政を実現することです。「平成の大合併」で広大な区域に広がった自治体では、住民の声が行政に届きにくくなり、周辺地域は人口が減少し、中心地の衰退も招いています。一方で合併をしなかった自治体では、集落を単位にしたコミュニティづくりを支援し、住民に身近できめの細かい公共サービスを提供しています。合併した自治体でも、合併前の市町村や行政区画を単位にした自治組織をつくる試みがされています。「コンパクト化」「ネットワーク化」の名のもとに、特定の地方都市への公共サービス、商業・居住機能等の「集約化」を行えば、市町村合併の時と同じような地域の衰退を招きます。住民が、現在生活を営んでいるそれぞれの地域・集落で、安心して住み続けられるようにするための施策を実施すべきと考えます。

地方版「総合戦略」は、地方自治体としての自主性を發揮して地域の多様なニーズに応えるものになるとともに、策定に当たっては、地域懇談会や住民シンポジウムを開くなどして、主権者である住民の意見が十分に反映されなければなりません。「総合戦略」の中には、先に述べた基本的な視点に基づく施策が盛り込まれるようにすることが必要です。国は、自治体が地方版「総合戦略」を策定するにあたっては、地方自治の本旨に基づき、財政誘導や特定の事業を押し付けるのではなく、地方自治体が自主的・主体的に地域の特性をいかし、住民合意を図りながら策定されるように援助をすることが必要です。

地域再生への提言

1、国は「構造改革」を中止し、 地域経済と社会保障の支援、地方自治の拡充を

(1) 地域経済の再建と 安定した良質な雇用をつくる

グローバル大企業最優先の政治のもと、地域経済を支える農林畜産水産業や中小企業の経営は困難をきわめ、このまま TPP が成立すれば、壊滅する恐れさえ指摘されています。

また、労働者についても、労働法制の規制緩和で青年を中心に非正規雇用が広がり、結婚できない、子どもを産み育てられない労働者がふえています。

こうした状況を転換し地域を再生するには、地域経済の再建と安定した良質な雇用をつくることが不可欠です。

① TPP 交渉から撤退し、食料の海外依存政策をやめて農林水産物の輸入を規制する。農林畜産水産業を基幹産業に位置付け、家族経営農家に対する価格保障、所得補償制度を充実し、農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消、地域農業の振興を図る。農協の解体は中止する。公選制の廃止など農業委員会制度の実質解体は中止する。

②中小企業憲章に基づき、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置づけ、大企業に手厚い産業政策から中小企業を支援する政策に転換する。地方自治体において、小規模工事登録制度や住宅改修助成制度、中小企業振興条例が普及、促進されるように支援する。また、地場産業や農林水産業、観光など、地域の資源、技術をいかした産業を土台に、地産地消、異業種の交流など生産者と消費者のネットワーク、地域経済循環の仕組みづくりが進められるよう援助する。

③再生可能エネルギーについて、電力会社の買取抑制を認めず、全量の買い取りを義務化させて、普及の拡大を図る。

④国家戦略特区による規制緩和ではなく、大型小

売店の無秩序な出店と撤退を規制し、地方自治体において消費者や地域の中小商工業者の意見が反映されたまちづくりが推進されるよう援助する。

⑤労働者派遣法、残業代ゼロ制度、解雇の金銭解決制度などの創設・改悪は行わず、労働法制の規制を強め、不安定雇用や長時間過密労働をなくし、恒常的仕事は期間の定めのない正社員が担う社会をつくる。違法・脱法的な手法で過酷な労働を強い、労働者を使いつぶすブラック企業を規制し、根絶する。公契約法を制定し、国や地方自治体の公共事業や委託事業等に従事する中小企業に適正な請負金額を保障し、労働者に適正な賃金が支払われるようする。

⑥外形標準課税強化は赤字の中小企業の経営を破壊するものであるから行わない。

(2) 社会保障、子育て支援の充実

財政難を口実に社会保障制度は、医療、介護、障害者、保育、生活保護、年金など全面的な改悪が進められ、地域や自治体から病院・介護施設・保育所、そして小・中学校や社会教育施設などがなくなり、地域で安心して暮らし続けることが困難になっています。

全国どこに住んでいても、健康で文化的な生活を営み、子どもを産み育て、不安なく暮らし続けるには、良質な雇用とともに、社会保障の充実など国がナショナルミニマムに責任を持つことが不可欠です。

①国民生活や中小業者に深刻な打撃を与える消費税の増税は中止する。法人税減税は中止し、税の応能負担原則をつよめる。

②社会保障の改悪をやめ、充実する。

ア) 地方自治体において保育料、子どもの医療費、学校給食費等の無料化が促進されるように国として財政支援を行う。子どもの医療費助成を実施する地

方自治体への補助金カットなど不当なペナルティは中止する。

イ) 子ども子育て支援新制度は抜本的に見直し、認可保育所を増やし、待機児童の解消、安心して子育てできる環境を整備する。

ウ) 「公立病院改革ガイドライン」等による、自治体病院の統廃合・移譲、医療サービスの切り捨てをやめ、住民要求に基づく医療体制の整備・拡充を行い、都道府県「地域医療計画」における保健・医療・福祉のネットワークを確立する。

エ) 国民の生存権を保障する要となる生活保護制度について、生活扶助や住宅扶助など生活保護基準の引き下げは中止し、拡充する。

オ) 要支援1・2認定者に対する「訪問介護」「通所介護」の介護保険外しを中止し、特養ホームを増やすことなど、介護の社会化にふさわしい安全安心の介護保障制度へ改善する。

カ) 障害者福祉施策を拡充し、障害者の暮らしと人権を守る。

キ) 全額国庫負担による最低保障年金制度を創設し、無年金者をなくし低年金者への加算を増やし、若者が将来に希望の持てる年金制度にする。

ク) 国民のいのちと健康な暮らしを守るために公衆衛生機能を拡充強化する。

③社会保障に携わる労働者の賃金労働条件を改善し、人材不足を解消する。

④小・中学校の配置基準を改悪し、「通学時間はスクールバスを使っておおむね1時間以内」などし

て小規模な小中学校の統廃合を促進することは、地域破壊を進めるものであり中止する。

住民生活に密接な公共施設について、老朽化対策に名を借りた統廃合を押し付けない。

(3) 地方自治、地方財政の保障と拡充

「三位一体の改革」による地方財政の縮小が住民生活を守る施策の切り捨て縮小をもたらし、平成の大合併で、地域から役場や公共施設がなくなり、地域の衰退を加速させてきました。

全国すべての地域で、誰もが安心して住みつづけられる地域をつくるためには、地域に密着した自治体がその役割を十分発揮できるよう国は援助すべきです。

①国の役割を外交、防衛等に限定し、基本的人権の保障にかかわる国の責任を放棄する道州制は導入しない。

②市町村合併が人口減、地域の衰退、公共サービスの低下、住民自治の後退等をもたらしてきたことを踏まえ、これ以上、市町村合併は誘導しない。

③中心部に行政投資や公共施設を集中させ、地域を統合する「選択と集中」「コンパクト化とネットワーク化」「連携中枢都市圏」などは、周辺市町村の衰退を加速させるとともに、それを通じて地域全体の衰退につながるものであるから実施・財政誘導しない。中山間地域において診療所や保育所、商店、ガソリンスタンドなど住民生活に必要不可欠なサービスを提供する施設を「小さな拠点」に集約し、周辺部を



住み続けられない地域とする「地域再生法」の改悪は行わない。憲法に基づき国民が全国のどこに住んでも健康で文化的な生活が営めるようにナショナルミニマムを保障し、小規模自治体や集落への支援を強める。

④「三位一体の改革」で一方的に縮小した地方財政計画の総額を元に戻し、自治体が自主的に「住民福祉の増進」を推進できる総額を確保する。地方交付税は財源保障機能と財政調整機能を併せもつ制度として引き続き堅持・充実する。

⑤自治体において恒常的業務は正規職員が担うものとし、必要な人員が配置できるよう財政を保障する。

⑥市町村への支援、市町村を超える広域的な行政課題への対応、国政への意見発信など広域自治体である都道府県の役割及び機能を充実させる。

⑦市町村が自主的、民主的に住民自治の拡充ができるように、法人格を持つ地域自治組織の設置を、市町村合併した場合に限定せずに一般制度化し、住民自治・住民参加の制度の拡充を図る。

⑧市町村を廃止して設けることができる「特別区」制度（「大都市地域における特別区の設置に関する法律」13条に基づく制度）は、市町村より権限や財源を奪い、道府県に従属する「半人前」の自治体とし、地方自治を弱め、住民の暮らしを破壊するものであるから、廃止する。

（4）東京一極集中の是正

地方創生にかかわり政府も「東京一極集中」の是正が必要だとしていますが、地方の活性化と合わせて具体化されているのは、本社機能等を地方移転する企業への税制優遇などであり、効果は期待できませんし、東京圏については「世界に開かれた『国際都市』への発展を目指す」としていっそう発展させていくことが前提となっています。

また、国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」では、リニア新幹線の建設など大型公共事業によって「世界最大のスーパーメガリージョン」を作り上げ、世界から人・モノ・カネ・情報を集中しようとしているのです。これでは東京一極集中は加速されるばかりではないでしょうか。

これ以上の東京一極集中を防ぐためには、少なく

とも以下のことが必要だと考えます。

①「リニア新幹線」「国際コンテナ戦略港湾」建設など不要不急の大型開発は中止し、公共事業は防災・老朽化対策など生活密着・地域循環型に転換する。

②首都圏など特定の地域を「スーパーメガリージョン」にするのではなく、日本全国、安心して住み続けられる地域づくりをめざす。

③大きな格差を生じている地域別最賃を時給1000円以上の全国一律最賃制度にあらためる。

④公務員賃金に大きな格差を持ち込む「地域手当制度」など「給与の総合的見直し」を中止する。

（5）防災・災害対応、農山村の国土、環境保全機能を守る

農山漁村は「グローバル大企業」の利益最優先の政治のもとで切り捨てられようとしています。しかし農山漁村を維持することは、国土と自然環境・生態系の保全、自然災害の防止、水源の確保、都市住民への食料やエネルギーの供給、伝統文化の伝承など、日本に暮らすすべての人々にとってかけがえのない役割を果たしています。

①農山漁村が持つ多面的な機能と役割を發揮するように国として支援を行う。

②国土の保全や地域社会の維持に重要な役割を果たしている家族経営農家を基本にした農業振興策を推進する。



2、地方自治体への政策提案

地域の再生へ、地方自治体が、憲法に基づき、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）役割を發揮するために、先に述べた基本的な視点に立って、次のような施策を実施することが必要だと考えます。

(1) 地域の中小企業を支援し、雇用、地域経済の振興を

①中小企業振興基本条例（仮称）を制定し、地域にある、すべての中小企業・地場産業・商店を対象とした振興・支援策を進める。

②不要不急の大型公共事業をやめ、生活道路や橋梁の整備、学校や公共施設の耐震化・維持補修など、住民の生活に密着した公共事業を進める。

③公共事業を地元の事業者に優先して発注する。住宅リフォーム助成制度や小規模工事登録制度の創設・改善を行う。

④公契約条例を制定し、公共工事や委託事業に働く労働者が生活できる賃金・雇用条件を確保する。ダンピング入札を規制し、最低制限価格を設定するなどして、地元の受注業者に適正な請負価格を保障する。

⑤ブラック企業規制条例（仮称）を制定し、国と連携して労働者の雇用の安定を図る。条例では、（ア）自治体の区域内の事業者に、労働法制を遵守し、労働者の人権を侵害する行為（パワハラ、セクハラ、退職強要、労働組合に対する不当労働行為など）があれば、直ちに改める義務を課す、（イ）事業者に、求人に当たって近年の採用者数と離職者数を表示する努力義務を課す、（ウ）悪質な事業者に対して、自治体は国と連携して任意の立入調査をことができ、指導に従わない事業者は、事業者名を公表し、自治体を相手にする売買、貸借、請負その他の契約を締結しないようにする、（エ）自治体として雇用などに関する労働者からの相談窓口を設置し、国と連携して問題を解決するように努めること、などを盛り込む。

⑥若者の定住支援のために、仕事と住まいの確保やあっせん紹介などにとりくむ。地域の空き家を活用して子育て世代に賃貸し、家賃補助を行う。

⑦地元の資源をいかした特産品や魅力ある事業への取り組みを支援する。

⑧再生可能エネルギー推進条例（仮称）を制定し、再生可能エネルギーの開発と普及を促進する。条例は、「地域で生み出される再生可能エネルギーは地域住民の共有財産であること」、「再生可能エネルギーで生み出される利益を地域に還元させ、地域循環型の経済をつくること」を基本理念とし、次の内容を定める。

ア) 再生可能エネルギーを推進する基本計画を住民、地元事業者と協力して策定する。

イ) 自治体に担当部署を配置し、専任の職員を配置する。

ウ) 自治体は住民、地元事業者が主体となる推進組織の設立、活動を支援し、連携・協力する。

エ) 地域の自然、地理、産業を調査して、活用できる再生可能エネルギーを定める。

オ) 住民、地元事業者の再生可能エネルギー事業を支援するために、自治体として、相談窓口の設置、技術・人材育成の支援、各種許認可に関わる行政手続きの支援、補助金や融資など財政支援、入札・契約を活用した支援を行う。

カ) 自治体の公共施設、学校施設を活用した再生可能エネルギー事業を推進する。

キ) 自治体として省エネルギー、省電力化を進める。

ク) 再生可能エネルギーの事業を、地域の環境教育に生かす。

⑨原発の再稼働、新增設を許さず、原発が立地する地域、自治体では、原発にたよらない地域経済、自治体財政の確立に努める。

(2) 子育て支援、福祉・医療の充実を

①地域の子育てサポート体制の整備など、子育て支援制度を強化する。

②認可保育所を増設して、待機児童を解消する。すべての保育施設で保育の質の維持・向上を進める。保育料の負担軽減、無料化を図る。

③就学援助を充実させ、ひとり親家庭への支援を強化する。

④子どもの医療費助成を拡充する。18歳まで通院、入院とも無料にできるようにするなど、制度を充



実させる。

⑤学童保育を充実させる。保育士・学童保育指導員の待遇改善をはかる。

⑥少人数学級、学校給食無料化など教育条件の整備を進める。自治体独自の給付制奨学金を創設・拡充する。

⑦保護者や住民の合意がなく、地域のコミュニティの破壊につながる学校の統廃合は行わない。

⑧国保料（税）の負担の軽減を図る。市町村の一般会計から国保会計への取り入れを拡充し、都道府県から独自の財政援助を強める。国保の都道府県化を行わない。

⑨介護保険料・利用料を減免する。特養ホームなどの介護・福祉の基盤整備を進める。障害者（児）、難病患者の負担を軽減する。

⑩生活保護制度の改悪を行わず、生活困窮者のサポート体制を強化する。

⑪公立病院の統廃合や民営化を行わず、直営での充実を図ること。医師・看護師を確保し、病床削減や入院患者の追い出しありは行わない。

（3）都市と農山漁村が共生する振興策を

①国土と自然環境・生態系の保全、水源の涵養、都市住民への食料やエネルギーの供給、伝統文化の伝承など、農山漁村が持つ多面的な機能と役割を發揮する。

②新規の農林業・漁業就労者へ、生活支援金の支

給、研修など就労支援を行う。

③地域の農林水産物の販売拡大を支援する。直売所の整備、道の駅の活用、都市の事業者、住民との販売契約を促進する。地域の資源・技術を生かした加工と加工品の販売を支援する。

④農山漁村に豊富にある再生可能エネルギー資源の積極的な活用を、農山漁村の振興の重要な柱として位置づけ、地域の農業従事者が主体となる事業を促進する。

⑤地元産の農産物、地元で獲れた魚介類を、地域の小中学校、保育所、病院、老人保健施設などの給食・配食サービスの食材に取り入れる。

⑥地元産の木材で学校や公共施設を建設するとともに、地元産の木材による住宅建設を普及する。

⑦集落を単位にしたコミュニティ機能を充実させる。公民館など集会所を、住民の自治・文化活動の拠点、災害時の避難場所として、集落単位に設置する。

⑧集落から病院、商業施設、公共施設、小中学校等を結ぶ公共交通を整備する。

⑨集落単位で高齢者の生活を支援する集落支援員を配置し、買い物や医療、福祉、教育などの生活に不可欠な最低条件の整備に努める。集落支援員には、保健師、ケアマネージャー、ホームヘルパー、社協職員、民生委員、行政の地域担当職員などの専門員を置く。

⑩自然環境を活用したレクリエーション、エコ・ツーリズム、農業体験、保養・休養など都市住民と農山漁村住民の交流を進める。都市の小中高等学校の

修学旅行、野外活動を農家で受入れる農村民泊を行う。

⑪都市の住民が農村の生産者に事前に出資をして生産物を受け取り、農作業も体験できるオーナー制度を実施する。

⑫都市においても、都市近郊農業を振興し、直売所、地産地消、学童農園、体験農園などの取り組みを支援する。

⑬農協を、集落営農や担い手への支援、農産物の販路の確保、加工施設の運営など地域農業の振興と農村を持続させる団体として機能を充実させる。農協の自主性を尊重し、組合員、役職員が力をあわせて協同組合としての役割をはたすよう支援する。

⑭農業委員会は、農業者の自主的な農業の管理運営を保障し、農業者の声を農政に反映させる組織として機能の充実を図る。委員の過半を選挙で選出する農業委員の構成と農業委員会の必置、行政への建議等を堅持する。

(4) 防災・災害対策を強化し、安全安心の地域を

①すべての住宅の耐震診断・耐震補強を促進すること。耐震改修を進めるために、住宅リフォーム助成制度を活用する。

②学校、病院、社会福祉施設、公民館など集会施設

等の耐震診断と耐震補強を行う。

③地域防災計画を見直し、高齢者や障害者、住民の安全な避難など防災対策を強化する。小中学校、公民館、集会所などを災害時の避難施設に位置付け、住民が徒歩ですぐに通れる身近な場所に設置する。

④地震・津波や火山、集中豪雨など気象の観測・監視。連絡体制を国・自治体ともに強化する。住民に避難情報を的確に伝達できるように体制を確立する。

⑤給食、学校用務、清掃などに従事する自治体の現業職員が、災害時において、避難者への配食、避難所となる小中学校等の施設管理、災害廃棄物の処理や避難通路の確保など、専門性をいかして避難者の生活支援ができるようにする。

⑥地域の土木建設業者が、災害時に廃棄物の撤去、運搬・生活道路の確保など復旧復興事業を担えるようにはじめに自治体との協定を結ぶ。

⑦長周期地震動や地盤の液状化などへの対策を強化し、被害を最小に抑える取り組みを進める。交通やガス・上下水道などライフライン施設、河川堤防、がけ崩れや土石流などの危険箇所、老朽化したため池など、災害危険個所の点検を急ぎ、必要な補強・補修を行う。

⑧消防職員の増員や消防水利の整備など、消防力を強化する。



⑨石油コンビナートなど大都市圏の臨海部の安全対策を国と協力して進める。

(5) 市町村を基礎に、住民自治・地域コミュニティの充実を

①現在ある市町村を基礎に、住民に身近な公共サービスを充実させる。

②自治会を地域コミュニティの充実を図る組織として運営を充実させる。地域コミュニティの単位で公民館などの公共施設を設置、充実する。

③自治体や住民自治組織の政策、方針決定、意思決定の場に若者や女性が参加し、意見を反映できるようとする。

④合併した市町村では、旧市町村単位で支所を設置し、住民への公共サービスの提供、コミュニティへの支援、災害対策などの機能を充実させる。また、地域自治組織制度などを活用して、合併前の旧市町村

を基礎に自治的な機能を充実させる。

⑤政令指定都市は、行政区を基礎に、住民に身近な自治機能を充実させる。

⑥一部事務組合や広域連合など複数の市町村が連携して事務を行う場合、各市町村の自治と対等性を保障するとともに、事務について住民の意見が反映されるようにする。

⑦都道府県は、市町村への人的・財政的支援、市町村を超える行政課題への対応（高度医療、公衆衛生、公害規制・環境保全、高等学校・大学、研究機関の設置運営）など広域自治体としての機能を充実させる。

⑧地方自治体の恒常的な公務公共サービスは、任期の定めのない正規の職員が担う。正規職員と同じ仕事をしている臨時・非常勤等の非正規職員は、正規職員との「均等待遇」の観点に立って、賃金・労働条件の改善図る。

以上

